

お客様を取り巻く環境

1. 改正省エネ法の施行(H22年4月)

やること: 更なる省エネ対策の検討、実施

2. グリーン経営(ISO14000、エコアクション21)

やること: 更なる産業廃棄物の削減、二酸化炭素排出量削減

3. 2002年の消防法改正

やること: 高引火点潤滑油の採用で消防法関連対応の緩和

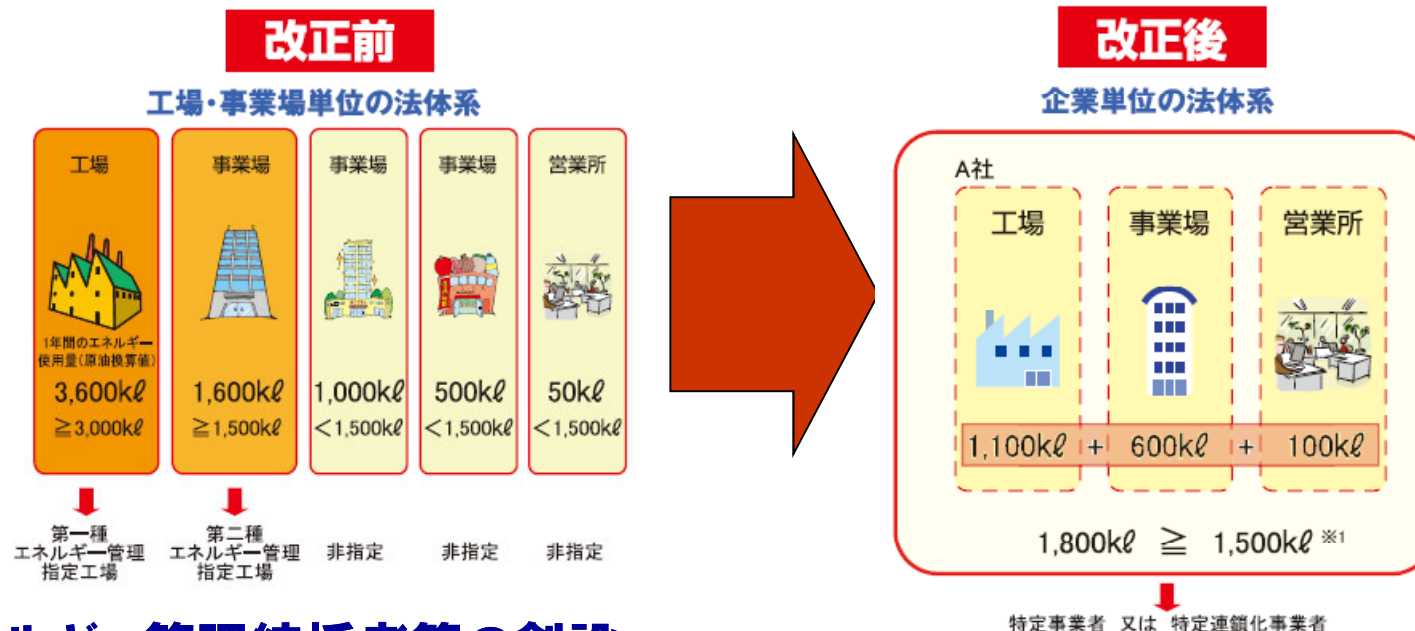
改正省エネ法について①

08年10月に省エネ法が改正され、09年4月から主に以下の2点が大きく変更になります。

①指定基準の改正

「工場・事業場」単位から、「企業」単位での管理に変わります。

これまで、年間エネルギー使用量が1,500KL以下の工場・事業場は対象外でしたが、その企業の工場・事業場合計で1,500KLを超えると特定事業者指定され、報告義務が発生します。



②エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者指定されると、「エネルギー管理統括者」(役員クラス)と「エネルギー管理企画推進者」(実務責任者)を企業単位で選任することが義務付けられます。

改正省エネ法について②

①指定基準の改正:

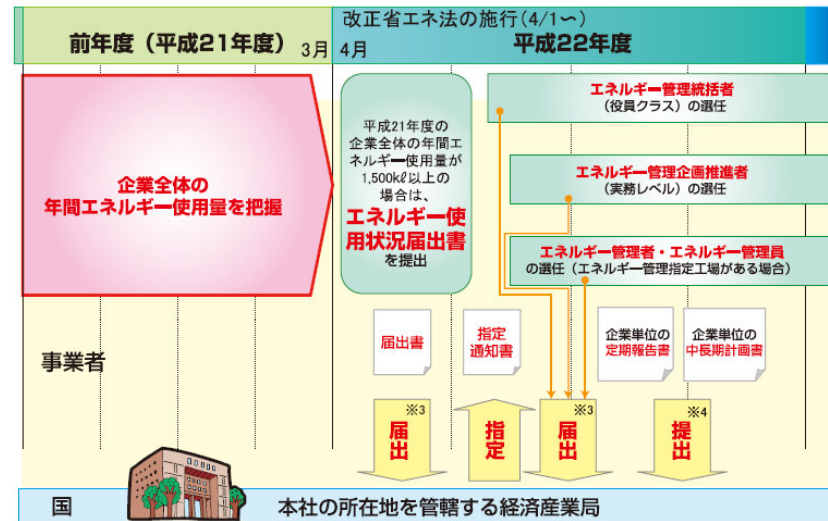
これまで年間エネルギー使用量1,500kL以下の工場・事業場で特定事業場ではなかったところが、あらたに対象となる可能性があります。

②エネルギー管理統括者等の創設:

「エネルギー管理企画推進者」(実務責任者)は、企業全体の省エネを統合的に推進する立場。

但し、改正法の適用は、H21年度実績を元にH22年4月以降に申告・届出→指定決定

H21年度4月(09年4月)～は、現在特定事業者の指定を受けていない工場でも省エネ活動の強化が求められる!(指定除外への活動)



グリーン経営：エコアクション21

エコアクション21 認証・登録制度とは・・・

中小企業などが、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をまとめ評価し好評する」方法として環境省が策定した「エコアクション21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版」に基づく認証・登録制度です。

●必要な環境への取組を規定

必ず把握すべき項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量があります。

必ず実施すべき行動として、省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクル及び節水の取組があります。（環境経営に当たっての必須要件です。）

●環境コミュニケーション（環境報告）

環境活動レポートの作成と公表を必須の要件として規定しています。



エコアクション21

<http://www.ea21.jp>

引火点と消防法

引火点250℃以上の第4石油類が、消防法上の危険物から除外される

可燃性液体類

貯蔵・取り扱い	規制 (許可/届出)
指定可燃物 施設	市町村条例 (消防署へ届出)
特になし	不要

2000L

第4類第4石油類

貯蔵・取り扱い	規制 (許可/届出)
危険物施設	国の法令 (市町村長の許可)
少量危険物 取扱所 指定数量の 1/5以上	市町村条例 (消防署へ届出)
危険物としての 貯蔵・取り扱い	注意事項の 遵守

6000L

1200L

消防法の豆知識

§ 危険物第四類とは

分類	引火点	指定数量
第一石油類	21℃未満	200L
第二石油類	21℃以上 70℃未満	1,000L
第三石油類	70℃以上 200℃未満	2,000L
第四石油類	200℃以上 250℃未満	6,000L



§ 指定可燃物とは

改正消防法に伴い、1気圧・20℃において液状で、引火点が250℃以上のものが、「可燃性液体類」に分類。但し、ギヤ油・シリンダー油は従来通り、第四石油類。また、使用数量が2,000L以上は、「指定可燃物」として政令で規定されている。

§ 危険物と指定可燃物の混合貯蔵は

両社の間隔を1m以上空けることにより、混合貯蔵は可能。但し、1m未満の場合は、危険物と同様の扱いになる。

§ 2種以上の危険物を貯蔵するときは

それぞれ油種の指定数量比率を算出し、その合計が「1」以上の場合は、危険物施設とみなされる。

§ 指定数量以上の一般取扱所への法規制は

- ・ 危険物取扱い者(甲種又は乙種)から、危険物保安監督者を選任しなければならない。
- ・ 危険物取扱所(工場)／貯蔵所(倉庫)は必ず耐火構造とし、所定の消火設備を備えなければならず、指定数量の倍率によっては、避雷針の設置も必要となってくる。

§ その他

- ・ 消防法の運用にあたっては、各市町村消防署の見解が優先されるので、各市町村消防署への確認が必要。
- ・ 市町村合併により所轄消防署が変更になった場合は、運用・見解が以前と異なる場合があるので、要注意。